

村山市農業委員会総会会議録（第5回）

1. 期日 令和5年5月15日（月） 午前10時00分～

2. 会場 全員協議会室（市役所3階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1） 農業委員の出席者名簿（15名）

1番	門脇 忠教	10番	高谷 太
2番	松田 節子	11番	森 修一
3番	工藤 毅裕	12番	須藤 義和
4番	高橋 昭	13番	奥山 金弥
5番	石川 賢也	14番	下山 勝宏
6番	山内 正秀	15番	太田 一男
7番	石山 公己	—	—
8番	川田 雅紀	17番	笹原 泉
9番	海老名 正度	18番	青柳 篤

（2） 農業委員の欠席者名簿（1名）

16番	佐藤 善洋	—	—
-----	-------	---	---

（3） 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第22号 村山市農用地利用集積計画について

議第23号 あっせん譲り受け等候補者名簿の登録審査について

議第24号 推進委員等の最適化活動の点検・評価について

議第25号 農業委員会の最適化活動の点検・評価について

5. 報 告

報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第15号 農地転用制限の例外の確認について

報第16号 農地改良届出について

報第17号 非農地証明願について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午前10時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

本日は雨が降っていますが、いよいよ代かき、田植えと春作業が始まってきています。順調に進めばよいと思います。皆さん、怪我のないよう健康にも留意して仕事に励んで下さい。

私事ではありますが、5月7日にコロナウイルスに感染してしまいました。まさか自分がかかるとは思っていなかった。熱が出て大変だったが貴重な体験となった。コロナ、分類は変わったが気をつけて欲しいと思います。それでは、第5回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

17番 笹原 泉 委員 、 1番 門脇 忠教 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第19号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は33番から41番までの9件で、所有権の移転が8件、賃貸借権の設定が1件となります。地目、面積は田が9,428㎡、畑が9,064㎡で合計18,492㎡になります。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号33番から41番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(5月2日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が1件あります。

まずは、委員案件33番を除いた34番から41番までの8件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

4番委員(高橋 昭)

36番と37番、譲渡人が千葉県と東京都在住だが、移転事由には「労力不足」となっている。これまで、誰かが耕作していたということか？譲受人はそもそも耕作できないだろうし、だったら労力不足との理由はおかしくないか？

事務局(猪藤係長)

この移転事由は土地の所有者の立場で記載するものです。36番については住宅に隣接する畑で、このたび住宅購入に合わせ取得するもので、農地としては耕作されていない土地でした。

5番委員(石川 賢也)

37番については、譲受人がもともと借りていた土地をこのたび取得するようです。

4番委員(高橋 昭)

そのように説明していただければ分かる。

議長(青柳 篤)

ほかにご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、34番から41番までの8件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第19号の34番から41番までの8件について、原案の通り可決決定されました。続きまして、33番の委員案件1件について、審議に入ります。

13番委員はご退席願います。

(13番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、33 番の委員案件 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 19 号の 33 番の 1 件について、原案の通り可決決定されました。
13 番委員はご着席ください。

(13 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 19 号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

続きまして、議第 20 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

転用に係る議案の上程のやり方については、先月の総会の 4 番、12 番委員の質問を受けて、現在、県を通して国に確認中です。国の方でも、東北管内すべてでの課題とのことで先進農業委員会の事例を照会中のようです。このたびは先月同様に対応したいと思います。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、5 番の 1 件で、地目、面積は、畑 144 m²になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明いたします。

5 番、畑 2 筆 計 144 m²を「駐車場、雪押し場」として整備するため、所有権を移転するものです。これは、譲受人が隣接する宅地を購入するのに合わせた申請となります。

農地区分は、農用地区域外の農地で、第 1 種、第 3 種農地のいずれにも該当しない、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから「第 2 種農地」に該当しております。宅地に隣接するこの農地以外では、転用目的を達成できないため、例外的に許可することができる案件であり、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

5 月 2 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることを意見するものです。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 20 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明した。

この案件は、5 月 2 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 21 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 22 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 274 番から 290 番の 17 件で、申請内容は、所有権移転が 7 件、利用権設定の新規が 6 件、再設定が 4 件となります。地目ごとの内訳は、田が 37,413 m²、畑 16,651 m²、樹園地 1,455 m²の計 55,519 m²になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木局長補佐)

議案書に基づき、274 番から 290 番までの所有権移転、利用権設定の新規・再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 22 号は、原案のとおり可決決定されました。

次に、議第 23 号「あっせん譲り受け等候補者名簿の登録審査について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

今回、新たに 1 件のあっせん譲り受け等候補者名簿の登録申請がありました。

詳細につきましては、担当者に説明させますので宜しくお願いします。

事務局(鈴木局長補佐)

議案書に基づき、あっせん譲り受け等候補者名簿の登録申請 1 件の案件を説明。

申請者は、東根市在住で水稻や果樹栽培を行う農業者で東根市の認定農業者となっています。詳細は議案書のとおりです。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 23 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 24 号「令和 4 年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

令和 4 年度の最適化活動について、農業委員、推進委員から毎月の報告書を提出していただき、3 月末に能率給をお支払いしたところです。その 1 年間の活動内容について 4 月中に皆さんから点検・評価を提出いただいたものを集約した結果であります。

18 ページには、点検・評価の集計を点数化する表、点数によって評価する評語の表があります。点数に応じて評価（標語）が変わります。

19 ページには、委員毎の点数－評語表を記載しております。無記名で誰だか分からないように記載しています。単位は点です。

詳細につきましては、担当者に説明させますので宜しくお願いします。

事務局（鈴木補佐）

議案書に基づき、推進委員等の最適化活動の点検・評価内容について説明。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし

議長(青柳 篤)

これで議第 24 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 25 号「令和 4 年度 農業委員会の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

こちらは、例年第 5 回総会でお示ししていた農業委員会の最適化活動の点検・評価です。今年度から、国の指導により 3 月総会で新年度の目標、活動計画を策定し、5 月総会で前年度の点検・評価を行う、2 回に分けるやり方になりました。

主な内容を申し上げますと、P23 から農業委員会の最適化活動の成果目標と実績、P25 から最適化活動の活動目標と実績です。

Ⅱ 最適化活動の実績及び点検・評価結果については、(1) 農地の集積：集積率の達成状況は目標 80.0%に対して 57.4%となっております。中間管理事業の推進が図られた一方で、高齢化などにより離農する担い手が増加している状況と分析しております。

(2) 遊休農地の発生防止・解消では、緑区分 1.6ha の解消目標に対して 2.4ha の解消実績となっております。

(3) 新規参入の促進では、令和 4 年度 7 経営体の新規参入があり、新規参入者への貸付可能な面積は、目標 8.6ha に対して 13.1ha の実績がありました。

P25 からは活動目標ですのでご覧下さい。P26 の下段には、皆さまの点検評価の結果を評語ごとに記載しております。なお、農業委員会の評価(標語)は「目標に対して期待を上回る結果が得られた」としています。

本件については、総会議決後に県経由で東北農政局へ報告のうえ、ホームページなどで公表する予定です。

今後の活動推進についても、農業委員の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし

議長(青柳 篤)

これで議第 25 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 14 号から報第 17 号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 14 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 15 号「農地転用制限の例外の確認について」、報第 16 号「非農地証明願について」、報第 17 号「農地改良届出について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 63 番 1 件です。田が 1,977 m²となります。解約理由は借り人の都合によるものであります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

農地転用制限の例外の確認については 2 番の 1 件で、田 783 m²のうち 84 m²に農作業小屋、通路を設置するもので、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定に該当するものです。なお、5 月 2 日に現地調査を行い、周辺農地に影響がないこと等を確認しております。

非農地証明願については、10 番から 12 番の 3 件で、台帳地目で田 1,786 m²、畑 1,636 m²です。申請内容は、いずれも 20 年以上前から、労力不足や耕作条件が悪いため、農地として利用ができず原野化して農地性が失われたものであります。5 月 2 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

農地改良は、1 番から 3 番の 3 件で、田が 8,180 m²です。申請の目的は、1、2 番が盛土により耕作条件を整え畑地として利用するもの、3 番は盛り土を行い育苗できるよう条件整備をする内容です。5 月 2 日に現地調査をした結果、隣接する農地には影響がないことを確認しています。

以上、報第 14 号から報第 17 号について、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

議事の議案第 19 号から第 25 号までの 7 件、報告の報第 14 号から第 17 号までの 4 件について、終了します。

終了 午前 10 時 40 分